

前回部会における主なご意見等と対応について
(事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方について)

(1) 小売電気事業者等の電力販売量・再エネ導入量等に関する新たな計画書・報告書制度の創設・運用について

主な指摘事項等	回答・対応案
都市ガスについては把握しているのか。	・小売事業者に個別のアンケートはしていない。府域の使用量については、国の都道府県別エネルギー調査統計により把握している。特定事業者については、都市ガスの使用量も含めて把握している。
東京都、京都府などどのように把握しているか？いずれも条例に基づく調査か。	・東京都や京都府、横浜市は、国に小売電気事業者として登録されている約 700 事業者に様式を送付し、報告をしてもらっている。上記に加え、北海道も含め、条例の規定に基づき調査を行っている。
大阪府の調査対象数は少ないように感じる。ほかの府県も同じような基準を設けて把握しているか。また、国等のデータと比較しても、正確性が高いと言えるのか。	・東京都や京都府、横浜市は、約 700 事業者に送付しているのに対し、大阪府は、任意のアンケートにより、前年度回答のあった事業者に、新たに対象となったところを追加して調査している。 ・また、大阪府は任意であり、条例で報告を義務付けている自治体と比べると回答率が低い。

(2) 温暖化防止条例に基づく特定事業者に対する届出制度の強化による CO2 削減の推進

主な指摘事項等	対応案
大阪府が届出制度によるデータを取り始めたのはいつ頃か。過去からの事業者の努力分を把握できるなら、その分を配慮するなどできないか。	・特定事業者に対する届出制度は、2005 年ごろから制度が始まっている。どこまでデータを追えるかはわからないが、過去分の把握等についても検討する。
計画期間及び削減率に関する案 1、案 2、案 3 について、どれにすべきか、意見を求めるということか？	・どれかに決めるということでもなくとも、例えば、計画期間は固定よりも任意の方が良い、など計画期間や削減率の設定に向けた方向性についてご意見いただければと思う。
現在、国において地球温暖化対策実行計画の改正案が議論されている。その中でも、経団連の自主行動計画である低炭素社会実行計画をリニューアルするという産業界の動きにもふれられている。同計画においては、2013 年度を基準年度として排出量の削減を進めていくものとされており、案 3 との整合性は比較的高いと考えられる。	・案 3 は、まだ詳細に詰め切れていないところがある。単純に毎年実績報告だけを提出してもらうということでは、行政としてもアプローチが弱いように思うので、長期目標と短期目標を併用するなど、もう少し検討が必要と考える。過去からの努力分に配慮することなども含め、どういった制度がよいか、整理が必要と考える。
案 3 の場合、目標までの 8 年間は放置するのか。また、最終の実績をもって未達成を判断するのであれば、そのときにペナルティなどがあるのか。	

<p>ESG 投資が拡大する中、温室効果ガス排出量は投資判断の際に重要な KPI となり得る。企業が取り組みやすいように設計することも大事だとは思いますが、そうした重要データの透明性を高め、全体の排出量の推移などと比較可能な形で公表するのも重要と考える。RESAS などを通じて一般にわかりやすく開示すべきではないか。</p>	<p>・大事な視点。参考にして進めていきたい。</p>
<p>案 3 について、成長する産業とそうでない産業があり、成長している産業は原単位ベースでは改善していても、排出量ベースでは改善が難しい。産業構造の転換という意味では望ましい形ではあるので、一律の指標で見ても比較できたほうが分かりやすいが、産業部門別の違いについて配慮しないと一定の産業の発展の阻害になりかねない。そうしたことも踏まえて制度全体の検討を進めてもらいたい。</p>	<p>・現行の制度においても、企業ごとに判断いただき、原単位で算定することもできるようにしている。今後のことを考えると、排出量も大事なので、原単位と両方を把握できるようにしていきたい。 これらの設計を考え、次回、改めて提示させていただきたいと考える。</p>
<p>削減率について、年間 1.5%という数字もあるが、1.5%はどのように考えて出たのか、詳しく教えてもらえるか。</p>	<p>・温室効果ガス排出量の削減目標である 40%を算定する中で、現状は 3 年で 3 %のところ、3 年で 4.5%に上乘せしつつ、評価制度などによるさらなる削減も合わせて算定したもの。</p>
<p>特定事業者の削減の傾向として、期間中において一度大きく削減しているのか、それとも少しずつ削減しているのか、そのあたりの傾向を次回部会で示してほしい。</p>	<p>・資料 1-1 の 22 ページ（第 3 章(2)）に整理した。削減目標を達成した事業者のほとんどは、毎年少しずつではなく、一度大きく削減していた。</p>

(3) 温暖化防止条例への「2050 年までの脱炭素社会の実現」に関する記載の追加

<p>主な指摘事項等</p>	<p>対応案</p>
<p>20P、言葉は精査されると思うが、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロへ」について、政府の温対計画などと合わせるようにしてはどうか。</p>	<p>・大阪府でもフロン系の排出が増加している傾向があるので、「温室効果ガス」全体を見る必要があると考えている。二酸化炭素などの「温室効果ガス」となっていたかと思うので、「温室効果ガス」に合わせるよう検討する。</p>
<p>フロン問題も課題になっている。建物の多い大阪府は影響が大きい。温室効果ガス全体で見てもらうと良いと思う。</p>	<p>・いただいた御意見を踏まえ、全体の文章を検討する</p>
<p>カーボンニュートラルは、CO2 も含めた温室効果ガス全体で削減を進め、それでも足りない部分はオフセットし、ネガティブの部分も合わせて達成するもの。 そういった解釈を全体の文脈に盛り込んで欲しい。</p>	
<p>府民等の責務について、大阪府は中小企業が多く、サプライチェーンでエネルギー収支の問題が出てくるならば、資金力のない中小事業者に対してどうしていくかが課題。 地銀に協力してもらうことや、PPA を推進して負担なく再エネを入れることなど、行政としてもサポートして進めてほしい。 そのあたりを読み取れるような文言を入れてもらいたいと考えるがどうか。</p>	<p>・大阪府は中小事業者が多いという特徴があり、実行計画にもそのことを記載している。 条例の文言において、中小事業者への支援をしっかりとやっていくことがにじみ出るような形の記載について検討していきたい。</p>